

国民年金 のお知らせ

■国民年金保険料を納めましょう

20歳から60歳までの方は、何らかの公的年金への加入が義務付けられています。

厚生年金等に加入している場合、給与から天引きされておりませんが、自営業の方や学生の方などが加入している国民年金の場合、ご自分で保険料を納めなければなりません。

年金は、老後(老齢年金)にはもちろん、万が一の事故や病気(障害年金・遺族年金)に備えるためにも毎月きちんと納めましょう。

これらの年金を受ける場合、一定の保険料納付要件を必要としますので、保険料を納めていない場合、受け取ることができなくなる場合があります。

保険料の納付には、納め忘れの無い口座振替納付をお勧めします。

■保険料を納めることが困難なときは

自営業などの方は「保険料免除制度」

前年所得により、保険料の全額又は半額が免除される制度があります。

学生の方は「学生納付特例制度」

本人の前年所得により、申請し承認されると、その期間の保険料は未納扱いにならず猶予されます。

保険料免除及び学生納付特例の手続きは役場窓口で！

■こんなときは、必ず届出を

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金資格を取得する (被扶養配偶者も同様)	役場窓口
会社に就職したとき	国民年金資格を喪失する	役場窓口
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者への種別変更をする	役場窓口
配偶者が転職したとき	引き続き第3号被保険者となる 手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳を無くしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者は役場窓口 第3号被保険者は社会保険事務所
保険料の口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を 提出する	各金融機関等(郵便局や銀行など)
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	社会保険事務所
国民年金保険料を納めすぎたとき	国民年金保険料還付申請書を 提出する	社会保険事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	第1号被保険者期間のみの方は役場窓口 その他の方は社会保険事務所
障害の状態になったとき	障害年金の請求をする	20歳前に障害の状態になった場合や 初診日に第1号被保険者の方は役場窓口 その他の方は社会保険事務所
死亡したとき	国民年金加入中の場合は、遺族年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	役場窓口